

〈安全配慮義務〉——それは文科省が長く理念とし、平成十五年日本初 大学敗訴 清泉女子大学裁判判決で初めて明文化され、今後の教育研究機関に求められる「理念」

——その理念により、大学を運営する全ての構成員、管理者には管理義務と併わせて、職員には組織を運営してゆく上に加えて、学生にこそは自らが学ぶ場の環境向上のために、各々自らの「権利」と共に課せられる「義務」

——そこそこが「教育研究」に関する全てについてはもちろん、大学の構成員全ての者に、いかなるハラスメント「アカハラ・セクハラ・パワハラ」そして「国籍・民族による差別」も「出自による差別」も決してあってはならないとの意識から生まれた「理想」  
——そうして万一、何らかの人間の尊厳が損なわれる事態が起きた場合、さらなるどのような反撃や否定による不利益（二次被害）があつてはならないとの〈不利取扱いの禁止〉を定めての、未来社会を先取りする「展望」

——これまでは病院や工場等でハードな面のみ課せられていたこの義務を、今、未来社会へ向けて、全ての大学構成員がソフトな面で高揚してゆくべき「意識」

——これらの理念のもとに、大学構成員全てが、自らが組織を構成する一員としての自覚をもって、自らの組織を上等に運営してゆくとする「志向」

——この「志向」こそが〈安全配慮義務〉そのこととなる

# 大学の哲学〈安全配慮義務〉

——教員〈質向上〉の方法

秦 澄美枝

秦 澄美枝（はた・すみえ）

日本文学家（研究家・作家・歌人）  
博士（学術）P.h.D.

博士論文

「八代集の表現の思想史的研究」

国立大学法人埼玉大学大学院文化科学研究科

博士（学術）P.h.D.取得（二〇〇九年九月）

「第七十六回 国際ベン東京大会 二〇一〇」出版

「八代集表現思想史」福島民報社 二〇一〇年

大学運営論〈安全配慮義務〉論

二次セクハラ清泉女子大学裁判

「大学の義務と文科省セクハラ規程」〈社会評論社 二〇〇五年〉

「男女共生社会の大学——文科省セクハラ規程から大学評価へ——」

〈社会評論社 二〇〇七年〉

他、専門書十数冊出版

憲法で定められる〈大学自治〉を根幹としてさらにその上に、より高い理念となる〈安全配慮義務〉  
それを具体的に明示する項目こそ

「平成19年2月9日人事院規則」

（各省各庁の長の責務）

第四条 各省各庁の長は、職員がその能率を充分に発揮できるように勤務環境を確保するため、セクシュアル・ハラスメントの防止及び排除に関し、必要な措置を講ずるとともに、セクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合においては、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。この場合において、セクシュアル・ハラスメントに対する苦情の申出、当該苦情等に係る調査への協力その他セクシュアル・ハラスメントに対する職員の対応に起因して当該職員が不利益を受けることがないようにしなければならない。（傍線 著者）

PHPエディターズ・グループ刊  
A5判／上製／317ページ  
定価 10,800円（税込）（本体 10,000円）  
ISBN978-4-909417-03-9

実はここに記される「セクシュアル・ハラスメントに対する苦情の申出、当該苦情等に係る調査への協力その他セクシュアル・ハラスメントに対する職員の対応に起因して当該職員が職場において不利益を受けることがないようにしなければならない。」と記される部分が、文科省において長く理念としてあった「安全配慮義務」であつて、先の判決で司法の場において初めて明文化された理念であり、教育研究機関を管轄する行政には、根幹で憲法で定められ保証されている規範〈大学自治〉を根幹として、さらにその上に、より高い理念となつてゆく本来のテーマなのである。（本著「序章」より）

大学の哲学〈安全配慮義務〉

教員〈質向上〉の方法

秦 澄美枝

次代の大学運営者 必読書

文部科学省 主催 研修会・会議

参考参照文献

PHPエディターズ・グループ

〒135-0061 東京都江東区豊洲5-6-52 11F 企画制作部（担当：大久保龍也、伊藤利文）

E-mail: infomation@peg.co.jp / TEL: 03-6204-2931 / FAX: 03-6204-2932

# 日本初！ 大学敗訴！ 清泉女子大学裁判

この、史上初判決に対する文科省判断こそ  
十年目再評価  
二十年目再評価  
三十年目再評価 と重ねて  
普遍化してゆくべき価値

その価値こそ 文科省が長く理念とし  
判決で初めて明文化された  
〈安全配慮義務〉

そして今、判決十年目再評価から  
初めて体系化される  
大学の哲学としての  
〈安全配慮義務〉

未来に生きる大学へ 〈 普遍的理念 〉 を今こそ志向する  
〈 安全配慮義務 〉

序章 平成二十五(二〇一三)年七月五日「文科省書面」

——今、なぜ、日本初 大学敗訴 清泉女子大学判決 十年目再評価か

第一章 平成十五(二〇〇三)年 日本初・大学敗訴清泉判決

——著者勝訴判決の社会的・歴史的意義

第二章 哲学としての〈安全配慮義務〉

——社会を進展させてゆく文科省理念

第三章 進歩した大学運営の十年

——〈質〉理念実現への方法

第四章 社会全体の判断へ清泉事件は決して固有の事件ではない

——清泉と全く同質、鶴見大学教員ら出版活動が明示する人文社会科学系教員に  
求められる能力〈質〉向上とは

第五章 へあるべき大学の姿へ再び

——成熟した未来社会で求められる能力とは

第六章 グローバル化時代の大学へ

——名古屋大学・国際教養大学の英智と独創力

第七章 へ哲学〈安全配慮義務〉から昇華してゆく次代の大学像

——何より求められる教員らの総合人間力からグローバル化する社会の理念へ

第八章 判決十年目再評価からへ人間社会の普遍性へ形成する教育研究へ

——未来社会へ永遠となる教育研究者・研究機関へ三観点からの提案と展望

終章 国民・企業・行政・大学——へ社会全体へが推進する高等教育研究

——麻生塾・京都大学IPS細胞研究所が啓示する理想社会

あとがき

添付資料

完全是正 鶴見大学教員ら出版物(略称)『眼』

(笠間書院・二〇一〇年)

## 次代の大学運営者 必読書

### 文部科学省 主催

### 研修会・会議

### 参考参照文献

#### 【ご購入の方法】

- ①本紙右下部の「ご注文書」にご記入の上、ファクシミリでお送りいただくか、メールにて記入項目を弊社までお送りください。
- ②ご注文後、書籍をご指定先に発送いたします。送料は弊社にて負担いたします。
- ③書籍と別送にて弊社より「お振込み依頼書」をお送りいたしますので、指定の口座に代金をお振込ください。お振込手数料はお客様ご負担をお願いいたします。併せて「納品書」も同封いたします。「領収書」をご希望の際は、宛名を明記の上お知らせください。

PHPエディターズ・グループ

〒135-0061 東京都江東区豊洲5-6-52 11F 企画制作部(担当:大久保龍也、伊藤利文)  
E-mail: information@peg.co.jp / TEL: 03-6204-2931 / FAX: 03-6204-2932

#### 注文申込書

大学の哲学〈安全配慮義務〉  
——教員〈質向上〉の方法

秦 澄美枝

PHPエディターズ・グループ 発行・発売  
ISBN978-4-909417-03-9  
定価:10,800円(税込)(本体:10,000円)

部

学校名/ご担当者名

ご住所 〒

電話・FAX

メールアドレス

@

備考